

## 別紙

## 「こころと体のリフレッシュ講座」開催支援事業に関するQ&amp;A

質 問	回 答
<p>(講座の対象)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的にどのような講座が対象となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メンタルヘルスに関する講座や生活習慣病の予防につながる講座、職場のコミュニケーションづくりを題材とした講座があります。また、アロマセラピーに関する講座、コーヒーやお茶、紅茶でのリフレッシュ講座も開催されております。</li> <li>・それ以外の講座内容でも、職場のコミュニケーションづくりに資するものなど、心身の健康管理に寄与するような内容であれば対象としておりますので、詳しくは支部にお問い合わせください。</li> </ul>
<p>(申請期限)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・開催希望日の2か月前までに必ず申請しなければなりませんか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・必ず事前に連絡をいただく必要はありますが、事前連絡を受けたうえでの講師・日程確定済みの場合や、各所属所等にて講師からの内諾を得ている場合などは、2か月を経過して申請しても構いません。</li> </ul>
<p>(支部への連絡)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属所で講師の内諾を得ている場合も事前に連絡が必要ですか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・所属所で講師の内諾を得ている場合も確認の必要があることから、可能な限り早めに事前に連絡願います。</li> </ul>
<p>(講師の紹介・調整や候補日)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座の内容は決定しているが、講師が未定の場合、支部で講師の紹介や調整等を行っていただけますか。</li> <li>・その場合、開催候補日はどの程度決めておく必要があるでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・過去に依頼した講師も含め、可能な範囲で支部にて対応します。</li> <li>・候補日は、3日程、教えてください。また、当該候補日で講師の日程が確保できない場合には、別の候補日を設定していただくことがあります。</li> </ul>
<p>(個人講師の自宅所在地の確認)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・個人講師の場合、自宅住所を確認のうえ、申請書に記載しなければなりませんか、必要でしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・支部から個人講師に謝礼等を支払う場合、支部にて源泉徴収を行いますので、その後の関連手続き（報酬支払調書の作成や送付等）に必要となりますので、理由を説明いただき、自宅住所を確認のうえ申請書に記載してください。</li> </ul>
<p>(複数回の開催)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・所属所の人数等によっては、特定の日に開催できない場合があります。このようなケースの場合も含め、年度内に複数回、申請してもいいのでしょうか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・一所属所1回のみでの申請との取扱いはしておりませんので、各所属所の実状に応じ、複数回、申請していただくことは可能です。</li> <li>・ただし、申請所属数や予算の残額等を踏まえ、2回目以降の申請・支援について制限することがありますので、複数回の申請を予定している場合には、事前に支部に確認してください。</li> </ul>
<p>(職務専念義務の免除)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・講座への参加については職専免となりますか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・県教委教職員の 경우에는 条例で職専免となります。各市町村教委の場合には、服務管理を行っている部署へ確認願います。</li> <li>・なお、職種によって取扱いが異なる場合もありますので、所属所長に確認してください。</li> </ul>